別記第２号様式（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

特定公共賃貸住宅入居決定通知書

　　　　　　　　　様

土佐清水市長　　　　　印

土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例第６条第２項の規定により特定公共賃貸住宅への入居を下記のとおり決定しましたので、入居手続を指定期日までに行ってください。指定期日までに手続ができない場合は、事前に連絡をしてください。

なお、事前に連絡がなく指定期日までに入居手続が行われないときは、この決定を取り消します。

記

１　入居決定特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅　　　　　団地 住宅番号　　　　　号

２　指定期日　　　　　　　　　年　　月　　日

３　家賃　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　敷金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　入居手続

（１）誓約書の提出

（２）敷金の納付

６　入居条件

（１）　入居後は、当該特定公共賃貸住宅に係る一切の責任を負うこと。

（２）　公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。

（３）　近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。

（４）　家賃は、定められた期日までに必ず納付すること。

（５）　その他，土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例，土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守すること。

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

　前記の期間（以下「請求等の期間」といいます。）が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。